

令和6年度補正予算 国内肥料資源利用拡大対策事業

国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和6年度補正予算額 6,390百万円】

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

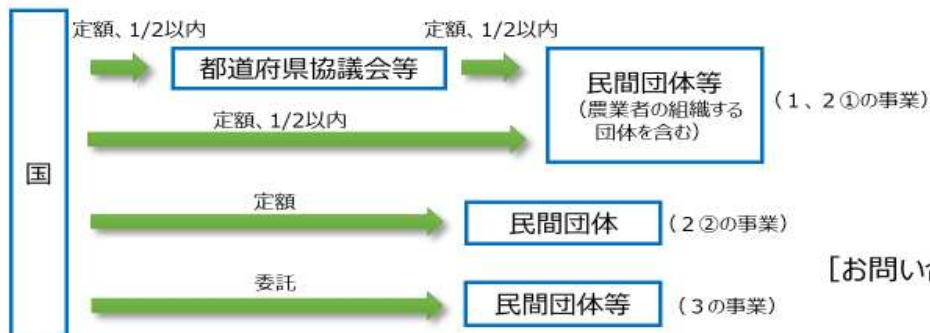
2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

- ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。
- ② 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。

<事業の流れ>

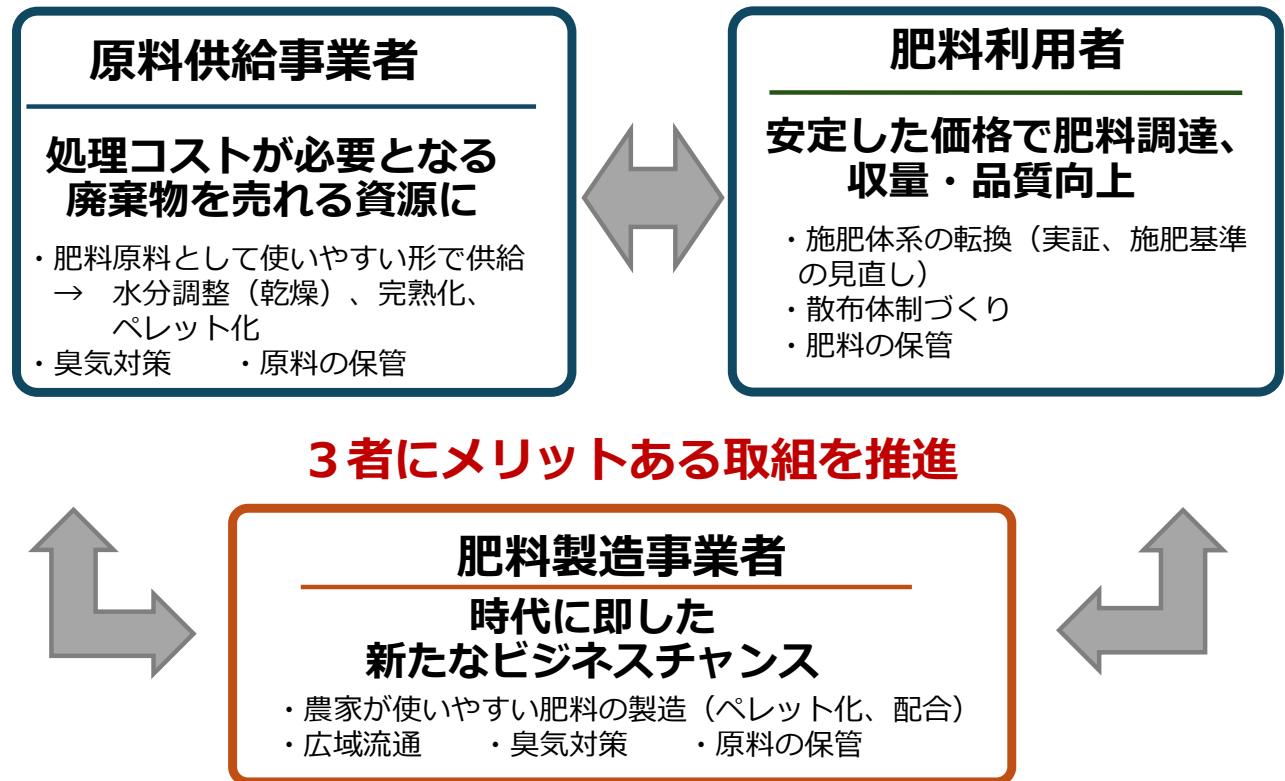


<事業イメージ>



国内資源の肥料利用の拡大に向けた対応方向

- ✓ 国内資源の肥料利用や取組の定着に当たっては、**原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携した取組が不可欠。**
- ✓ **これら3者それぞれにメリットのある形での連携した取組を推進し、各地域の状況に応じた多様な取組を創出。**



「農家が使いやすい、使いたくなる国内資源由来肥料」の例

高品質な堆肥



- ・ 水分含量が低く、臭いも少ない
- ・ 作物生育への悪影響が少なく、散布しやすい



ペレット肥料

- ・ ペレット化され、広域流通可能
- ・ 農家が持っている散布機（ブロードキャスター）で撒ける



有機入り複合肥料

- ・ 成分が調整されており、化成肥料の代わりに使える
- ・ BB肥料などで各品目のニーズに合った肥料が製造できる

支援内容

✓ 国内資源由来肥料（※）の利用拡大に当たって、関係事業者が抱える課題の解決に必要な取組を支援。

原料供給事業者

農家や肥料製造事業者が使いやすい肥料や肥料原料の安定供給に向けた体制づくりを支援します。

畜産農家向けの支援

堆肥の高品質化

堆肥の水分調整、発酵、調整等に必要な施設の整備・改修や機械導入等への支援が可能です。



ペレット化による肥料メーカーへの供給、広域流通

ペレット化設備の導入や、新たな流通方法の検討に必要な運搬費等への支援が可能です。



肥料・肥料原料の成分分析

分析機関への外注、検査機器の導入等への支援が可能です。



肥料製造事業者

肥料利用者が使いやすい国内資源由来肥料の製造・供給体制づくりを支援します。

新たな肥料の試作

肥料試作に必要な肥料原料の購入、成分の分析、施肥効果の検証等への支援が可能です。



製造・配合などの施設整備

製造施設の整備やライン増設、臭気・衛生対策に必要な設備の導入等への支援が可能です。



流通体制の整備

原料や肥料の保管に必要な施設の整備、原料等の運搬に係る実証等への支援が可能です。



肥料利用者

国内資源由来肥料への転換に必要な新たな肥料の効果検証の取組や散布機の導入等を支援します。

生産現場での新たな肥料の導入や効果の検証

栽培実証に必要な新たな肥料の購入に係る経費、土壌分析、研修会の開催等への支援が可能です。



散布機の導入

マニュアルスプレッダやブロードキャスト等の散布機導入の支援が可能です。



【事業実施の前提】原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で「連携計画」を作成

※国内資源由来肥料：「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録若しくは届出がなされたもの又は登録若しくは届出されることが見込まれるものとします。

事業の全体像

国内肥料資源利用拡大対策事業

A : 国内肥料資源活用総合 支援事業 【民間団体向け補助金】

- 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援（施設等整備）【H】
- 2 国内肥料資源活用総合推進支援（肥料の試作・栽培実証・機械導入等）【S】
- 3 国内肥料資源活用推進事業（都道府県協議会事務経費）【S】
- 4 国内肥料資源流通促進支援（全国段階での推進活動）【S】
- 5 国内外の肥料原料価格の動向等調査【S】

B : 畜産環境対策総合支援事業 【都道府県・民間団体向け 補助金】

- 1 畜産堆肥流通体制支援事業（全国団体での推進活動）【S】※民間団体向け
- 2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（成分分析・堆肥造粒機等の導入等）【S】
- 3 畜産・土づくり施設等導入支援事業（堆肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等整備）【H】
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業（悪臭防止や汚水処理について高度な施設等整備）【H】

C : 調査事業（委託事業） 【民間団体等向け委託費】

- 1 全国一斉地力調査事業
- 2 家畜排せつ物高度利用実態調査

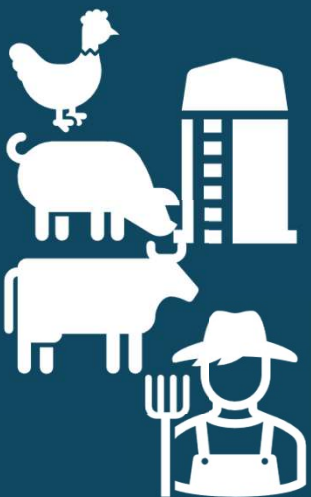
H : 施設整備等事業（ハード事業）53.0億円

S : 実証・機械導入等事業（ソフト事業）10.9億円の内数

畜産農家 向けの支援

〔畜産環境対策 総合支援事業〕

要領別紙2 別表1



事業実施主体（取組主体）

- ・事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（計3者以上）
- ・共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者が事業実施主体
- ・取組主体は、協議会構成員である次の者
畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社、地方公共団体 等

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー		補助	成果目標（※）
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（ソフト支援）	・協議会の開催、堆肥の成分分析、クロピラリド検査体制の構築、堆肥等のマッチング体制の構築 等 （※補助上限 3千万円）	定額 1/2 以内	事業実施計画と整合のとれた定量的な目標及び協議会における堆肥等の生産量又は使用量を増加させる計画を自ら設定
	・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要となる機械、クロピラリド検査機器の導入 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成	1/2 以内 15千円/ t 以内	取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める ・販売量の割合の10ポイント以上の増加 ・肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加 いずれか1つの目標を選択
畜産・土づくり施設等導入支援事業（ハード支援）	・堆肥（液肥）の高品質化、ペレット化による広域流通等に必要施設の整備又は補改修 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成	1/2 以内 15千円/ t 以内	取組主体における焼却灰等の生産量を増加させた上で、全量販売
	・家畜排せつ物等焼却ボイラー施設整備	1/2 以内	
畜産環境関連施設等導入支援事業（ハード支援）	・高度な畜産環境対策に必要な施設の整備又は補改修 ・臭気測定、水質検査等	1/2 以内 定額	・臭気指数の11%以上の低減 ・排水1リットル当たりの硝酸性窒素等の20%以上の低減かつ一般排水基準値以下へ低減

（※）目標年度は、「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業」のうち、協議会の開催等の支援は事業実施年度の翌年度、それ以外の事業は、事業実施年度の翌々年度。複数の支援メニューを実施する場合は、複数の成果目標を設定すること。

令和6年度補正予算の主な変更点

主な変更点		内容																										
1	事業メニュー	1. 「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（ソフト支援）」に、 マッチング体制の構築等に関する支援メニューを新設。	要領別紙2 第1の2の（3）、 別表1，2																									
		2. <u>施設・機械装置のリース導入を支援対象に追加。</u>	要領別紙2 第1、第4																									
		3. 中古機械の導入を支援対象に追加。	要領別紙2 第6																									
2	基準事業費	■ 基準事業費単価を見直し（※畜産クラスター事業と同じ）																										
		<table><thead><tr><th></th><th>(現行)</th><th>(改正)</th></tr></thead><tbody><tr><td>堆肥化处理施設</td><td>62千円/㎡</td><td>→ 71千円/㎡ (500㎡未満)</td></tr><tr><td>特認</td><td>80千円/㎡</td><td>→ 92千円/㎡ (500㎡未満)</td></tr><tr><td></td><td>59千円/㎡</td><td>→ 67千円/㎡ (500㎡以上)</td></tr><tr><td>特認</td><td>76千円/㎡</td><td>→ 87千円/㎡ (500㎡以上)</td></tr><tr><td>液肥化・汚水処理施設</td><td>48千円/㎡</td><td>→ 55千円/㎡ (1000㎡未満)</td></tr><tr><td>特認</td><td>62千円/㎡</td><td>→ 71千円/㎡ (1000㎡未満)</td></tr><tr><td></td><td>23千円/㎡</td><td>→ 26千円/㎡ (1000㎡以上)</td></tr><tr><td>特認</td><td>29千円/㎡</td><td>→ 33千円/㎡ (1000㎡以上)</td></tr></tbody></table>			(現行)	(改正)	堆肥化处理施設	62千円/㎡	→ 71千円/㎡ (500㎡未満)	特認	80千円/㎡	→ 92千円/㎡ (500㎡未満)		59千円/㎡	→ 67千円/㎡ (500㎡以上)	特認	76千円/㎡	→ 87千円/㎡ (500㎡以上)	液肥化・汚水処理施設	48千円/㎡	→ 55千円/㎡ (1000㎡未満)	特認	62千円/㎡	→ 71千円/㎡ (1000㎡未満)		23千円/㎡	→ 26千円/㎡ (1000㎡以上)	特認
	(現行)	(改正)																										
堆肥化处理施設	62千円/㎡	→ 71千円/㎡ (500㎡未満)																										
特認	80千円/㎡	→ 92千円/㎡ (500㎡未満)																										
	59千円/㎡	→ 67千円/㎡ (500㎡以上)																										
特認	76千円/㎡	→ 87千円/㎡ (500㎡以上)																										
液肥化・汚水処理施設	48千円/㎡	→ 55千円/㎡ (1000㎡未満)																										
特認	62千円/㎡	→ 71千円/㎡ (1000㎡未満)																										
	23千円/㎡	→ 26千円/㎡ (1000㎡以上)																										
特認	29千円/㎡	→ 33千円/㎡ (1000㎡以上)																										
		要領別紙2 別表1																										

3 成果目標

1. 「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（ソフト）」を実施する際の成果目標を改正。

現行 事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するものとする。

改正 事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するとともに、事業実施効果として、**協議会における堆肥等の生産量又は使用量を増加させる計画を自ら設定**するものとする。

2. 複数の取組を実施する場合の成果目標を見直し

改正 複数の取組を実施する際は、取組に応じた複数の目標を設定。

3. 悪臭低減に係る取組の成果目標を見直し

現行 事業場との敷地境界線上の臭気指数の11%以上の低減。

改正 事業場との敷地境界線上の臭気指数の11%以上の低減又は、
気体排出口の規制基準（2号基準）
排出水の規制基準（3号基準）
に該当する場合は、都道府県知事及び市町が指定する基準値に準ずる。

主な変更点	内容
4 事業実施主体	■ 共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者を事業実施主体とすることができるとする規定を追加。 要領別紙 2 第2
5 事業評価	■ 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合や、社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるとする規定を追加。 要領別紙 2 第9
6 費用対効果分析	■ 現行「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」に準じて実施していたものを見直し、費用対効果分析の規定を新設。（※総事業費5千万円（税込）以上の施設整備又は補改修を行う場合に行うものとし、リース導入の場合は、この限りでない。） 要領別紙 2 別添 3
7 その他	■ 農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画（先導計画）に位置付けられた取組である場合の加算措置を新設。 要領別紙 2 別添 1

畜産環境対策総合支援事業の実施に係る主なフロー

事前の事業要望調査の実施

- 事業の要望調査は、交付申請前に、事業実施計画の事前調整を目的として実施します。
- 事業実施計画書の提出先となる都道府県、地方農政局等、農林水産省（畜産局）それぞれの段階で、提出期限が設定されます。

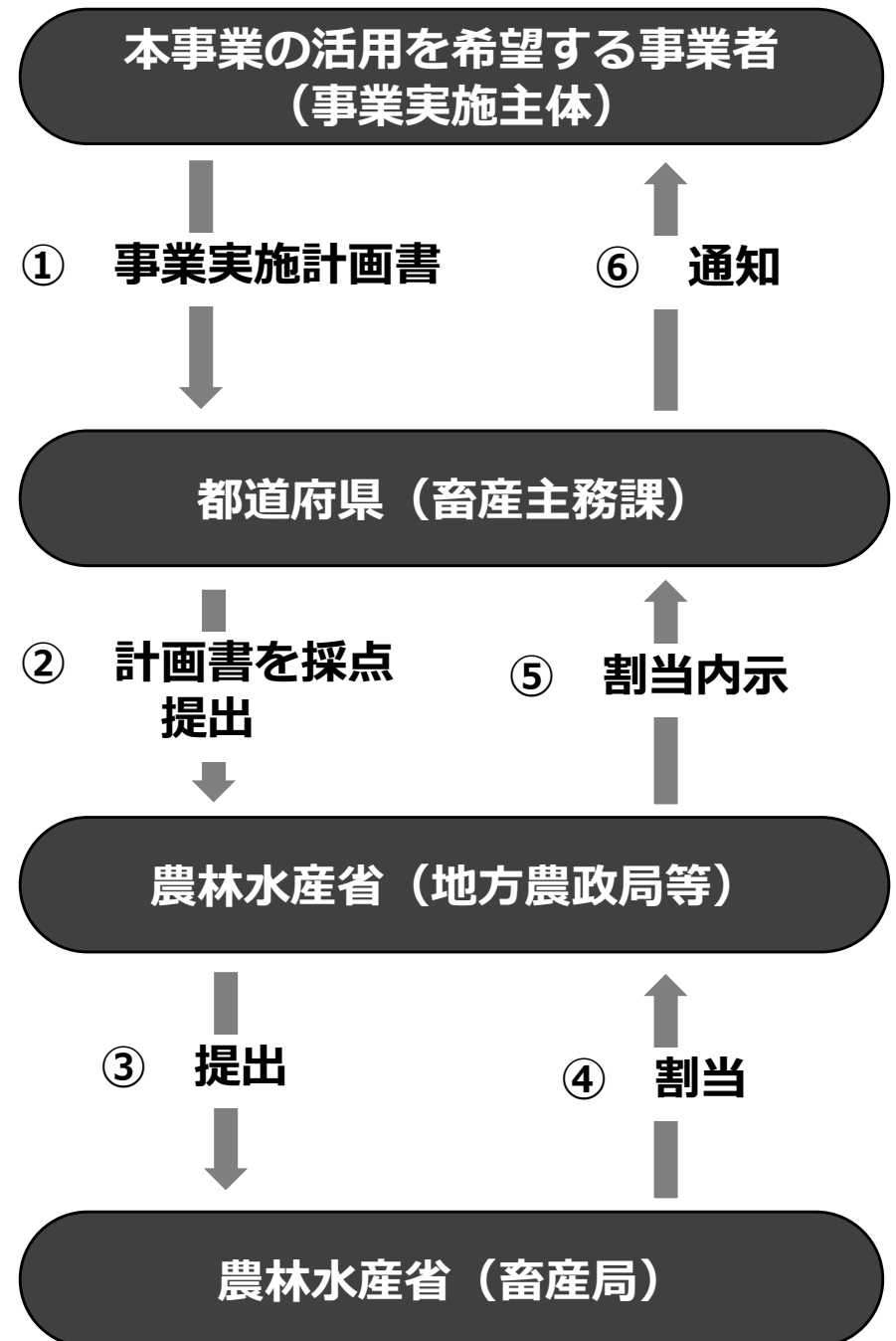
令和7年度事業の要綱・要領、事業計画書様式、Q&A等は
こちらから。

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/yobo4.html>



審査、割当内示

- 農林水産省（本省）は、地方農政局等を通じ、全国の都道府県から提出された事業実施計画書を審査します。
- 畜産・土づくり施設等導入支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業は、財務省協議を行います。
※令和6年度は、財務省協議に最長3カ月の時間を要しています。



家畜排せつ物の利用の促進を 図るための基本方針

(令和7年4月策定)



(本文はこちら)

情勢の 推移

- 肥料価格高騰等による肥料の国産化に向けた機運の高まり
- 混住化の進展等に伴う畜産関連苦情の深刻化、排水基準など規制への対応
- 環境負荷や持続性に配慮した畜産物生産の必要性の高まり

現状と課題

①家畜排せつ物の適正管理



・家畜排せつ物法の本格施行から20年が経過する中で、施行までに整備した**堆肥舎等の老朽化**や規模拡大による施設の処理能力不足の顕在化

②堆肥の生産・利用拡大・流通



・近年の為替の変動や世界情勢の変化等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、過度な輸入依存からの脱却に向けた**肥料原料や生産資材等の国産化**が課題
・家畜排せつ物の発生量等の地域差から、地域内での堆肥利用を推進してもなお、堆肥の余剰感が生じている地域がある一方で堆肥の入手が難しい地域も存在

③エネルギー利用



・メタン発酵を行う場合、設備投資効果の確保に加えて、発酵残渣として生じる**消化液を還元するための十分な農地面積の確保**等が必要

④環境規制（悪臭・水質汚濁等）への対応



・悪臭は苦情原因の過半を占めており、発生源や農場の立地など様々な要因が関係し、農場ごとに対処しているが、効果的かつ汎用性のある対策が必要
・暫定排水基準が設定されている硝酸性窒素等について、**一般排水基準への移行に向けて、排水の水質向上を図る必要**

⑤地球温暖化（GHG）対策



・GHG排出削減の取組が畜産農家の直接的な利益につながりにくい中、どの様に畜産農家側のメリットを示し、意識の向上を図っていくかが課題

⑥技術開発の促進



・家畜排せつ物の適正処理・有効利用や地球温暖化対策は重要であるが、直接的な利益につながりにくいこと等から、低コスト化が必要

基本的な対応方向

1

家畜排せつ物の適正管理

- 家畜排せつ物は**畜産農家が自らの責任で適正に処理**しなければならない
- 老朽化した施設の修繕や更新のための費用は計画的に積み立てることが基本
- 経済的負担の軽減にあたっては、**リース事業の活用や低利融資等**の支援が利用可能
- 更新にあたっては、**強制発酵施設等**への機能強化が望ましい

■ 主な支援策

・畜産整備（経営）リース事業
（一般財団法人畜産環境整備機構）



・国内肥料資源利用拡大対策事業
（農林水産省）



2

堆肥の生産・利用拡大・流通

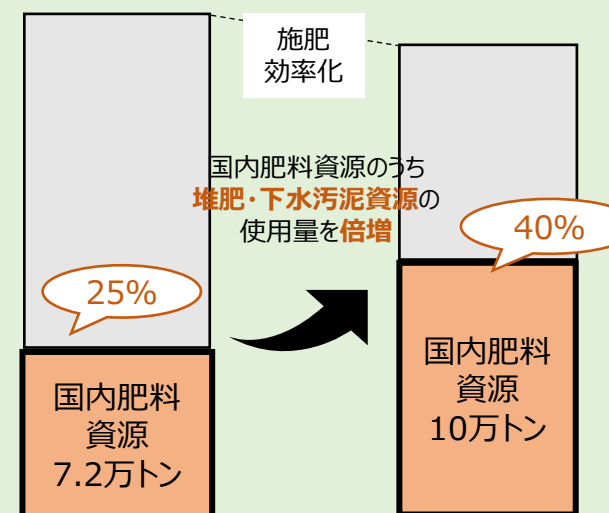
- 国や地方公共団体は、みどり法に基づく**税制優遇や低利融資等のメリット措置を周知**し、積極的な認定取得を推進
- 地方公共団体やJA等が連携し、新規需要の獲得や**機動的なマッチング体制**を整備
- 地域間の堆肥の需給バランス改善に向け、**耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化やペレット化**を推進
- ペレット化に取り組む際は、**製造コストや輸送コストと販売価格とのバランス**等の十分な検討が重要

■ 食料安全保障強化政策大綱

（令和4年12月）

基準（2021年）
28.5万トン

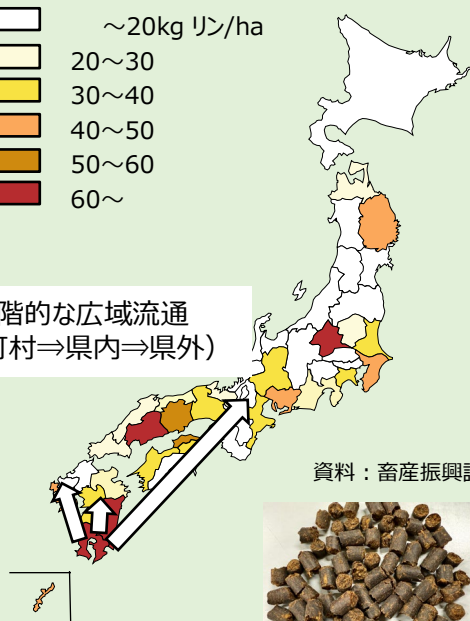
目標（2030年）
25.1万トン



■ 耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量（リンベース）



段階的な広域流通
（市町村⇒県内⇒県外）



資料：畜産振興課作成



ペレット堆肥

KPI：2030年までに肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の割合を40%まで拡大（2021年：25%）

基本的な対応方向

3

エネルギー利用

- バイオマス発電は、**消化液等の利用先が確保**でき、施設整備費や維持費を勘案した上で持続可能な場合には、家畜排せつ物処理における有力な選択肢
- FIT／FIP制度のみに依存せず、エネルギーを地域利用する**循環経済地域の創出**を推進
- 消化液は、確実に処理・利用できるよう散布先や不需要期の貯留スペースの確保が必要



メタン発酵バイオマス発電

資料：別海バイオガス発電（株）



副産物（消化液）散布

4

環境規制（悪臭・水質汚濁等）への対応

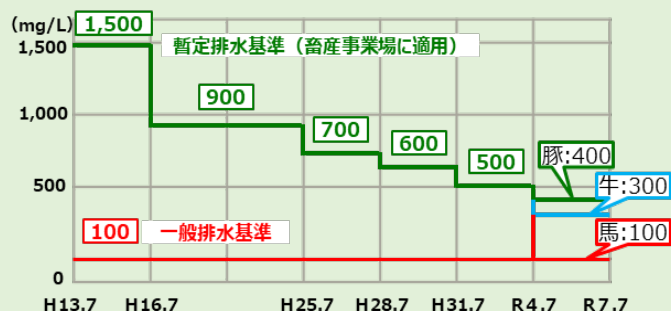
- 地方公共団体の畜産部局は、**環境部局と密に連携**しながら、適正な飼養管理や施設管理が図られるよう指導等を実施
- 悪臭対策は、立地環境や施設構造などの条件に応じて、**複数の手法**の組み合わせを検討。臭気の見える化により悪臭の原因や対策の効果を確認
- 排水対策は、飼養頭数規模に見合う処理施設を備えた上で、ばっ気量の調整など**日々の適切な運転管理**や**専門業者による定期的なメンテナンス**を行うことが重要

臭気の強さをプロットにより表示した地図



資料：愛知県農業総合試験場

硝酸性窒素等の暫定排水基準値

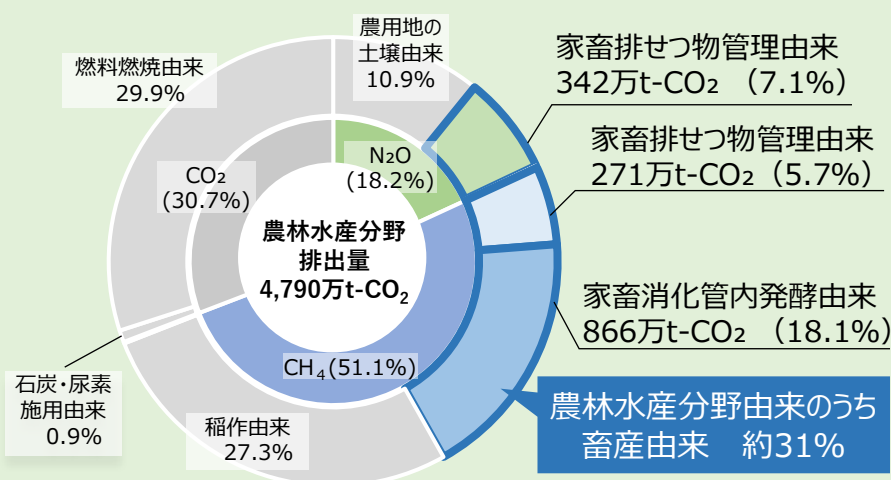


5

地球温暖化対策

- 家畜排せつ物の管理方法の変更による**堆肥の高品質化**、アミノ酸バランス改善飼料の給与による**飼養効率の向上**などのメリットを示しつつ、農家での取組を推進
- Jクレジット制度、特に**プログラム型プロジェクト**の活用を推進
- 畜産物における温室効果ガス削減貢献の「見える化」など、**消費者の理解醸成**を推進

日本の農林水産分野のGHG排出量の内訳



■ 家畜排せつ物の管理方法の変更



堆積型発酵施設

強制発酵施設



みえるらべる

出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」、温室効果ガスインベントリオフィス（2022年度）＊温室効果は、CO₂に比べCH₄で28倍、N₂Oでは265倍。

6

技術開発の促進

- **低コストで実用的**、かつ、省エネルギー化によるランニングコスト低減など**収益面でのメリットを感じられる技術開発**を促進

- ロボットとAI/IoTを利用したスマート家畜ふん尿処理システムの開発
(国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構)



堆肥化ロボット



BODバイオセンサー
によるばっ気量調整



概要版

